令和６年度「諏訪市産業連携事業補助金」概要

諏訪市　経済部　工業・ブランド振興係

**１．目的**

産業間（農林漁業、商業、工業、観光等）の連携により、地域の活性化や課題解決を図る。

**２．補助の要件**

(1) 対象者

複数の産業分野で構成され、市長が認める連携体（代表者は市内事業者）

連携体とは日本標準産業分類における大分類において異なる分類に属している産業分野で構成されるグループをいう。

(2) 対象事業

産業間の連携体によって生みだされる以下のものを対象とする

・複数の産業分野の連携による地域の課題解決

・複数の産業分野の連携による新技術・新製品開発

・複数の産業分野の連携による新サービスの提供

※補助金の対象となる経費については**「補助金等取扱基準」**の補助対象経費欄をご参照ください。

※対象経費の税抜額が対象となります。

(3) 補助率及び補助額

**①補助率　2/3以内**

**②補助額　上限100万円**

同一事業が複数年度にわたり継続する場合は、補助金の交付は最初の交付決定年度から2

年度以内で、かつ、補助金の合計が100万円を超えないものとする。

その場合、年度ごと補助金交付申請を行うものとする。

**３．交付の決定**

交付の決定に当たっては、「諏訪市産業連携事業審査委員会」で審査した後、交付の決定

をいたします。

　※審査により、不採択となる場合があります。

**４．提出書類**

**【交付申請書提出時】**

○諏訪市産業連携事業補助金交付申請書（様式第2号‐1）

○連携体構成事業者それぞれの概要を記載した書類

　※会社パンフレット等（無い場合は経歴等わかるものをご提出ください。）

○提出する日の属する年度及び、その前年度における市税の納税証明書（連携体それぞれの事業者のもの）

○実施事業についての補足資料等

**【実績報告書提出時】**

○諏訪市産業連携事業実績報告書（様式第5号‐１）

○諏訪市産業連携事業決算書

　※補助対象経費に係る全ての請求書、領収書（レシート）など支払ったことが確認できるものの写しをご提出ください。

　※決算書の項目と請求書、領収書など支払ったことが確認できるものの写しに、番号を振るなどして突合できるようにお願いしています。

○産業連携事業の過程を判別できる証拠書類（写真、実験結果等）

　※事業実施中及び事業完了後の写真などの提出をお願いしています。

**５．よくあるご質問**

**Q1　補助の対象期間について教えてください。**

A1 審査会で採択された事業についてはR6.4.1～R7.2.28までが補助の対象期間になります。補助金の採択に関わらず、積極的に事業を展開したい場合は補助金の交付決定を待たずに実施することも可能です。同一事業が複数年度にわたり継続する場合は、年度ごと補助金交付申請を行ってください。

**Q2 採択したことがある企業が再度申請を行うことはできますか？**

A2 以前採択された事業と別のテーマであれば再度申請することができます。

**Q3 連携体の構成メンバーは市内事業者だけに限られますか？**

A3 連携体の代表者は市内事業者でなくてはなりませんが、構成メンバーは市外事業者で

も対象になります。